

各相談所(各支部) (全国に9か所)

↓ 海難審判等の相談  
審判扶助の申請

(公財)海難審判・船舶事故調査協会  
事務局(東京都)

海難審判扶助  
審査委員会

- 扶助の決定
- 扶助の諾否
  - 扶助費用の額
  - 受任補佐人の推薦

扶助決定の通知

↓ ◇海難関係人  
◇受任補佐人  
◇海難審判所) に対し

扶助契約の締結

↓ ◇海難関係人  
◇受任補佐人  
◇(公財)海難審判・船舶事故調査協会) の三者間で

扶助費用の支払

↓ 受任補佐人に対し

事件終了の報告

↓ 受任補佐人から

扶助報酬の支払

受任補佐人に対し

## <全国の相談所の連絡先>

**東京相談所** TEL(03)3512-8140 携帯090-6036-9433  
FAX(03)3512-8142 Mail:kaisin-f@maia.or.jp  
〒102-0083 東京都千代田区麹町 4-5 海事センタービル 5階

**函館相談所** 当分の間、仙台相談所へご連絡願います。

**仙台相談所** TEL・FAX(022)257-4360 携帯(090)6036-5428  
Mail:kaisin-sendai@maia.or.jp  
〒983-0842 仙台市宮城野区五輪 1-3-15 仙台第3合同庁舎 8階

**横浜相談所** 当分の間、東京相談所へご連絡願います。

**神戸相談所** TEL・FAX(078)331-8836 携帯(090)6036-5398  
Mail:kaisin-kobe@maia.or.jp  
〒650-0042 神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第2地方合同庁舎 10階

**広島相談所** TEL・FAX(082)255-8262 携帯(090)6037-0807  
Mail:kaisin-hiroshima@maia.or.jp  
〒734-0011 広島市南区宇品海岸 3-10-17 広島港湾合同庁舎 4階

**門司相談所** TEL・FAX(093)332-2765 携帯(090)6037-0508  
Mail:kaisin-moji@maia.or.jp  
〒801-0841 北九州市門司区西海岸 1-3-10 門司港湾合同庁舎 10階

**那覇相談所** 当分の間、門司相談所へご連絡願います。

**長崎相談所** TEL・FAX(095)822-2037 携帯(090)6037-0935  
Mail:kaisin-nagasaki@maia.or.jp  
〒850-0841 長崎市松が枝町 7-29 長崎港湾合同庁舎 5階

海難審判扶助事業は、日本財団の  
助成金を受けて運営されています

Supported by  日本 THE NIPPON  
財団 FOUNDATION

2017年3月

公益財団法人 海難審判・船舶事故調査協会

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル5階  
TEL (03)3512-8140 FAX (03)3512-8142  
E-mail:kaisin-f@maia.or.jp URL:http://www.maia.or.jp/

Supported by  
  
THE NIPPON  
FOUNDATION



海難審判における  
**補佐人の費用を**  
**当協会で負担**します

海難審判扶助制度



公益財団法人  
**海難審判・船舶事故調査協会**



# 海難審判であなたをサポートする制度をぜひご利用ください。

あなたの身になって十分に主張してくれる海事補佐人の依頼や、その費用を負担する制度(海難審判扶助制度:裁判の国選弁護士制度に相当)があります。

海事補佐人は、**あなたの心強い味方**となってくれます。

海難審判扶助の申込の受付は、**当協会の全国9か所の相談所(支部)**でお受けしています。まず、お電話ください。

申込には、次の書類が必要です。

- ①海難審判扶助申出書(当協会所定の用紙)  
ホームページ(<http://www.maia.or.jp/>)でダウンロードできます
- ②収入を証明する書類(源泉徴収票、給与証明書等)
- ③審判開始申立の通告の写

海事補佐人に支払う費用(7万円~9万円)は、あなたの所得に応じて当協会が負担します。  
所得が少なければ、当協会が全額を負担します。

例えば、ご家族3人(あなたを含め)で、前年の給与所得控除後(事業所得者の場合は必要経費控除後)の金額が326万円以下の場合、ご負担はありません。(ゼロ円です!)



## 関係者の権利

### 管轄移転の請求

呼出のあった審判所が遠距離であるなどの理由で都合が悪いときには、当該事件を扱う地方海難審判所の変更を請求できます。

### テレビ会議システムによる審判

審判が行われる審判所は遠いので、最寄りの審判所へ出廷し、テレビ会議システムを利用して審判を受けることができます。

### 補佐人の選任

裁判における弁護士にあたる人で、あなたの立場を正しく適切に主張するため活動してくれます。

### 審判期日の変更

呼出状に指定された期日に病気等により出廷できないときは、審判期日の変更を請求できます。

### 事件記録の閲覧

審判で主張することを整理するために必要があれば、事件記録を閲覧できます。

### 証拠の申請

事件に関して状況がわかる書類を提出したり、事件の状況を知っている人を証人に申請することができます。

### 意見の陳述

理事官は海難の事実を示し、受審人に対する懲戒について意見を述べます。それに対してあなたの意見を述べるすることができます。